

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和5年10月17日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	塚原	正彦
8番	柳井	哲也
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	水梨	伸晃
16番	伊藤	裕一
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	沼田和利
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	二野屏公
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	渡辺恭子
環境経済部長	大徳通夫
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
市長公室次長兼 秘書課長	稲葉健一
経営企画部次長兼 財政課長	糸賀修
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮本史朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石野尚生
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和5年10月17日（火）午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6. 議案第60号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第61号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第62号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第63号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10. 議案第64号 物品購入契約の締結について
- 日程第11. 議案第65号 物品購入契約の締結について
- 日程第12. 認定第 1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13. 意見書案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 日程第15. 意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第16. 決議案第3号 使途不明金の徹底的な解明を求める決議について
- 日程第17. 休会の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、4番磯山和男議員。

〔4番磯山和男議員登壇〕

○4番 磯山和男 議員 おはようございます。今、震えが止まらない状態です。

沼田新市長の市政、これから期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは2つ大きな質問をさせていただきます。

1つ目は、近年、日本だけではなくて世界中で気候変動が原因と思われる自然災害が多く発生しております。その被害もとても大きなものとなっております。また、この関東付近、関東が震源と思われるような強い地震もいつ起こるか分からないと言われて長い間が過ぎております。

このように災害が増えておりますと、最悪の場合は、これらの災害が重なってしまうというようなことも考えられると思います。例えば強い地震が起こった後、少しして台風がやってくるとか、そういったことも考えられるのではないかなというふうに思います。

このような状況の中、防災への考えというものの、知識、備え、また被災した場合の行動力の向上というものを考えていく必要が十分にあるというふうに思います。

現在、牛久市には行政区長によって構成されている牛久市防災会、それとその内部組織としての牛久市在住の防災士の方で構成している牛久市防災士部会というものがあります。また、各行政区には自主防災会組織、ない行政区もありますけれども、こういったものがあります。今こういった状況ですので、こういった組織が連携して強い防災力を築いていかなければいけないというふうに思っております。

そこで最初の質問です。

このように災害が多くなっている今日、行政区長で構成する牛久市防災会の担う役割について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

牛久市防災会は、災害時において最も重要となる自主防災組織や行政区相互の連携や情報の共有などにつきまして十分な体制が確立されているとは言えない状況にあったため、自主防災組織の有無にかかわらず、牛久市全体を統括する連合組織の整備が必要と考え、平成18年に設立いたしました。

設立後は、各種勉強会や研修会の実施をしながら、自主防災組織や行政区相互間の連携や情報共有を行い、防災意識の向上を図ってきたところでございます。

令和元年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、研修会や勉強会を実施できておりませんでした。今年度は自主防災組織の活動発表会を実施したいと考えております。本発表会は自主防災組織の活動が活発な行政区に日頃の活動内容を発表いただき、自主防災組織を立ち上げたものの活動ができていない行政区や、自主防災組織をまだ立ち上げていない行政区に対して役に立つものとなればと考えております。本発表会以外にも研修会などを継続的に実施していく予定です。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」ということから、自主防災組織や行政区の役割は非常に大きなものとなりますので、今後も自主防災組織や行政区の連合組織である牛久市防災会の活動をより強化、活発にしていきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 続きまして、防災会の内部組織として牛久市防災士部会があります。こちらには約70名ほどの防災士の人が加盟してくださっているというふうに聞きますけれども、こういった方々の牛久市防災士部会の役割について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 防災士は、日頃から防災について十分な意識と知識・技能を持っているため、防災リーダーとして地域の防災力に向け、中心になって活動することが期待されております。

防災士部会は、行政区長で構成する牛久市防災会の内部組織として、防災会と連動した活動を行うことにより、自主防災組織の活性化、地域住民の共助に対する意識の向上、牛久市全体の防災体制の向上につながると考え、令和2年10月に設立をいたしました。

防災士部会につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、設立以降、大きな活動が実施できておりませんでした。令和4年10月から11月にかけて研修会を実施し、市の避難所運営マニュアルの説明や各種資機材の取扱訓練を行いました。

今年度については、先ほどの答弁でも述べましたとおり、今後実施予定の自主防災組織の活動発表会に防災士部会のメンバーの方にも参加していただきまして、防災会と連動した活動を実施する予定でございます。

次年度以降も防災会と連動した活動を継続的に実施していき、防災士の皆様に地域の防災リーダーとして活動できるような体制を構築してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今、防災会、それから防災士部会のところでも、コロナ禍のためになかなか思うようにできなかったというふうにあったんですけども、コロナ禍がなかったらどのようなことを行おうというふうに思っていたのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 なかなかこの活動ができなかった期間につきましては、通常の研修会、また勉強会、また避難所運営マニュアルの説明や資機材の操作説明、こういったものを実施して、具体的な防災士のスキルアップというものを目指していく予定でした。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 防災士部会なんですけれども、私も区長時代、防災会長というのをやっておりました。そのときに防災士部会が出来上がったんですけれども、今でも交流が少しありまして、防災士の方から防災士部会細則のほうにも載っているんですけれども、防災士自身のスキルアップのための勉強会や講習会というのを考えたいと思っているというお話を聞くんですけれども、防災士の方のスキルアップの機会についてはどのように考えているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 先ほども申し上げた部分も一部重複しますが、防災士のスキルアップにつきましても、昨年10月から11月に実施した避難所運営マニュアルの説明や各種資機材の操作説明といった研修会や勉強会など、また年末に実施している区長会、防災会、合同講演会などに参加をいただくことでスキルアップを図っていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 それと防災会、防災士部会の方たちから、例えばこういうような勉強会をやりたいとか講習会をやりたいというような提案、要望などがあるとは思いますが、そういった聴取についてはどのように行っていますか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 防災士部会や防災会からの提案、意見の聴取につきましては、年1回実施する総会及び年一、二回程度実施する役員会、また運営委員会、こういった中で年度計画などで決まった事業の実施方法などについて議論し、その際に聴取するというところでございます。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 コロナということもあったというのは十分分かるんですけれども、防災会、防災士部会の方たちで、先日もその方たちとお話ししたんですけれども、防災会、防災士部会の方が、会ったときに初めましてというような感じがあったんですね。コロナもあったのは仕方がないとは思いますが、防災士部会内部の組織ですので、やはりお互いをよく知ることが必要だと思うんですけれども、コロナ禍というのがある程度去った後、どのように交流の機会をつくろうとお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 確かに顔の見える関係というものの、これが災害時にも非常に大事だということを認識しております。そういった中で、今後こういった会議等になるべく参加していただくということ、また、研修会については幅広く募集をして、その際にでもじかに顔を合わせていただける機会を今後も増やしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ぜひとも皆さんが知り合いになれる機会をつくっていただけたらというふうに思います。

年間防災会、防災士部会を行うスケジュールというのは事務局のほうで決めてもらっているとは思いますが、その事務局で決めたスケジュールだけにとらわれず、こういった防災士

の皆さんからの要望や提案があった場合は、いろいろな、先ほど来から言っていますように、勉強会や研修会を持っていただければというふうに思います。

防災会、防災士部会は、言うまでもなく市役所のためにある会ではなく、市民の安全のために、それを考える会でもあります。ですので、これらの組織と共に市も一緒になって、市役所も一緒になってやっていくことが望ましいというふうに思います。

それで聞きますが、要望とか提案なんかがあった場合、先ほど言った年間の決められたスケジュールに限らず、そういったような企画を持つということはしていただけるでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 決まった会議以外でも、防災士部会や防災会に対して、意見の聴取という意味ではアンケート調査なども有効かなと思いますので、こういったこともできる機会を増やしていきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 皆さん、防災会、特に防災士部会の方は、これはある意味ボランティアで防災士部会として市民のためにやろうというような方々です。よって、こういったことをしたい、こういったことをしたらいいんじゃないかというようなことを、やはり強く考えておられます。ぜひともその辺のところで、やっていいなというような提案があったらぜひとも取り入れて、先ほども言ったように年間のスケジュールにこだわらずに、そういった勉強会、研修会というものを企画してやっていただく、これが広い意味で市民のためになるものだというふうに思いますので、ひとつお願いしたいなと思います。

私は、小坂団地なんですけれども、小坂団地の区長のときに防災士部会というのはありませんでした。市におられる防災士の方が中心なんですけれども、お願いをして小坂団地に来ていただいて、DIG訓練というものを指導していただきました。DIG訓練というのはどういう訓練かといいますと、自分たちの住んでいるところをよく知ろうということで、私、小坂団地ですがやはり住宅地ですので、強い地震なんかがあったらやはり火災というものが怖い。また、小坂団地も、ちょっと言葉は悪いんですが、崖っ縁に家のあるお宅もあります。そういったところはそういったところで気をつけなければいけない。その地域のことをよく知るといことの訓練を教えてください、小坂団地では毎年年度が変わって班長が変わったときに、新たな班長と自主防災会で集まって、その訓練を毎年やっております。班長28人なんですけれども、毎年やっていけば大勢の方が自分たちの地域を知ることになります。そういった訓練も防災士の方たちから教えていただいて、一緒にやってとても役に立っていることがあります。

防災会、防災士部会でいろいろなことを考えてそういったことをやっていけば、先ほどから言っておりますように、最終的には市民の安全につながってくると思いますので、ぜひとも積極的にそういった企画を考えていただければというふうに思います。

次に、災害のあった際に一つ重要なこととして、住民の安否確認というものがあります。行政区でいいますと、行政区の中にはやはり高齢で一人暮らしの方、または体に障害を持っている方、障害とか要介護の認定を受けていなくても、もう年配で体力があまりないというような方々がい

らっしゃいます。行政区としても、例えば災害があったとき、強い地震があったときにはそういった人たちの安否確認をやはり行うこととなります。そのときに、まずそういった人がどこにいるのかという情報がとても重要なものになってきます。

市には要援護者台帳というものがありますが、こちらは先ほど触れたような方たちで、日頃から援護を必要とする人が、本人またはその家族等の申請によってその台帳に記載され、それが行政区長、また民生委員の下に見守り台帳というふうに名前が変わって配られますけれども、中にはそういった申請をしていない支援を必要とする人もいます。災害の際に、援護、支援を必要とする人の情報の把握について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 要援護者台帳、通称見守り台帳の整備につきましては、地域における日常的な見守り支援、災害時の安否確認などに活用いただくことを目的として、平成21年度より事業を開始しております。対象者は、高齢者のみの世帯の方や障害を持つ方などであり、本人または家族等からの申請をもって台帳に登録をいたします。この際、地域の見守り活動に活用していただくため、緊急連絡先などの登録情報を登録者の居住する区長及び民生委員、児童委員へ提供する旨の同意を得た上で申請をいただいております。

令和5年10月1日時点の登録件数は3,936件であり、そのうち65歳以上の方の登録件数は3,836件、障害を持つ方の登録件数は245件となっております。今後も民生委員児童委員の活動を通じて、地域において対象となり得る方へ要援護者台帳の登録を呼びかけてまいります。

一方、要援護者台帳とは別に、災害対応に特化した名簿として、避難行動要支援者名簿がございます。避難行動要支援者名簿は、要援護者台帳の手挙げ方式とは異なりまして、人工呼吸器使用者、酸素吸入及び吸引等電気医療機器使用者などの9つの要件に該当する方を市役所で抽出の上、名簿を作成し、半年ごとに更新をしており、現時点では945名が登録されております。

避難行動要支援者名簿は、災害時には本人の同意の有無にかかわらず、行政区や民生委員等の避難支援関係者に開示できるものになります。

また、避難行動要支援者名簿に記載されている方については、災害対策基本法により個々の計画となる個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となっております。そのため、現在、牛久市では土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者を優先して個別避難計画の作成に取り組んでいるところでございます。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、本人に同意確認書を取って作成しており、本同意を取る際、平常時より避難支援関係者に提供することについても承諾を取るようにしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今伺いました避難行動要支援者名簿ですか、こちらは実際に災害があった場合、どのような形で行政区なりに受け渡す、その方法をお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 実際に災害が発生したときに、この避難行動要支援者名簿を受け渡す方法でございますが、基本的には市役所の窓口で渡すということを想定しております。

一方、災害時を考慮しますと、平常時より渡しておくことが望ましいということが考えられるため、できる限り多くの方に個別避難計画の作成及び平常時からの事前提供というものに同意いただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 実際に強い地震があったとき、今も触れられていたんですけれども、強い地震があったときに、もうそこらじゅうでばたばたしている中で市役所の窓口の名簿を取りに来るであるとか、市役所のほうも速やかにそのときに名簿を渡せるのかどうかということも考えなければならぬというふうに思います。今触れられていましたので、事前にどうにか渡していただけるようになれば、やはり行政区のほう、特に行政区長もその辺で情報を早く入手できていけば、すぐ行動に移せるということにもつながりますので、そのためにも個人情報とかいろいろ問題があるんだと思うんですけれども、防災会は全区長が入っておって、それで市と、ですからそういった人たちでいろいろな案を話し合って決めるということもいいのではないかなというふうに思います。何もかも市役所で抱え込むのではなくて、せつかくそういった会、部会というものがあるわけですから、そういったところで共同体として考えていく、そしてその人たちにある程度自由にやらしてもらおうものやらというふうなことも少しずつ考えていかないと本当の防災力アップ、災害時の備えになっていくのかな、どうなのかなということもありますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

私は奥野地区の住民なんですけれども、奥野地区の現状と今後についてということでお伺ひします。

皆さん御存じであろうと思うんですけれども、奥野地区はこの牛久市全体の半分近い面積を占めております。しかしながら、人口は5,000人に満たないといったところなんです。その人口の内訳も、そのまた半分ぐらひは小坂団地の人口です。そして、それだけ広いところですが、病院もまた商業施設もなく、正確に言うと牛久二中前と、今でも牛久二中前というふうになっているんですけれども、その交差点にコンビニエンスストアが1軒あります。さらに交通の便も悪く、数多くの住民が奥野での今後の生活に不安を感じております。今後の奥野地区に対する考え方を伺ひしたいんですけれども、その前に、奥野地区12行政区あるんですけれども、私そちらのほうを回って歩いて60軒ほど伺って話を聞いてきました。

まず聞いたことが、今の奥野をどういうふうに思っているかと、それともう一つは今後の奥野に望むことということで聞いてまいりました。その声をこちらで聞いていただきたいと思います。なお、同様な意見に関しましては1つにまとめたりしております。また、これはその方が言ったことをある程度忠実にというか、でありますので、そのままお聞かせしたいというふうに思います。

まず、現在の奥野について思うことということで、1つ目が人口が少なく過疎化になっていて、

今のままでは奥野の先はない。奥野は限界集落となるだろう。今後、奥野での生活が心配。

次、交通の便も悪く、店もないので家から外に出ることがなくなる。これは特に高齢者の方が閉じ籠もりになることにつながるということは、よくないことだということも言うておられました。

奥野は何もしてもらえず進歩がなく、他の地区との格差を感じる。また、奥野地区に対する行政サービスは不十分な気がする。奥野は放置されている感じがする。交通の便が悪く、車を運転できなくなった先を考えると不安。とにかく子供がいない。若い世代もいない。奥野は寂しい地域になってしまっている。奥野にはコンビニすらない。先ほど言ったように、小坂団地を除いた奥野に関しては1軒、コンビニエンスストアがあります。

奥野は牛久の孤島みたいだ。奥野は不便な地区なので、後を継ぐ子供も家を出ていってしまう。牛久の他の地区に家を建てて移っていく方も多い。奥野のことは既に諦めている。奥野は変わる様子がない。牛久市内においても奥野のことは知られていない気がする。これは残念ながら小坂団地の住民でも奥野のことをよく知らない人がいました。

生活資源が何もないので、はっきり言って絶望しかない。いつ奥野を出ていくか真剣に考えている。実際、本当にどこそこに移っていくつもりだと具体的に言われた方もいらっしゃいます。

人口は少なく、農業をやる人も減ってきており、子供もいないので地域の交流もなくなってきている。

奥野で仕事をしているが、買物をするのには自宅の近くを通り過ぎて他の地区に行かなければならない。この方は奥野で仕事をしていて、買物をするのに自分のうちの脇を通って、また先に4キロぐらい行かないと買物ができないということです。

奥野には予算、金が充てられていない。家があるから奥野にいただけ。奥野は軽視されている。車に乗れなくなったら奥野を出ていきたい。近々将来、奥野を出ていくつもり。防犯カメラもなく、防犯面から見ても奥野地区は怖い。人の目も少ないので、行方不明者の発見にも問題あり。市街化調整区域なので家が増えない。奥野のことは以前から後回し、ほったらかしで何も変わらない。農業を担う人がおらず、農地が厄介な存在になっている。子供がいないのに学校ができる。上下水設備が整備されていない。これは井戸水のみということで、下水も整備されていないということです。

以上が今の奥野について思うことです。

次に、奥野の人が望んでいることをお聞かせします。

奥野地区は、牛久市の半分ほど面積があり、近くにインターが3か所あるのだから、もっと有効利用して、奥野地区の活性化につなげてほしい。住宅地を開発して、少しでも人口を増やしてほしい。これも市街化調整区域の見直しを望むということも言うておられました。

生活のための商業施設も含め、奥野の環境、自然を生かしたまちづくりをしてほしい。人の集まりにもつながるし、高齢者が買物等で外出することは健康面でもよい。農業法人による農地の活用、かっぱバスが来ないのでバスのルート見直しや工夫をしてほしい。かっぱバスがある程度集落の中まで入って来られるように道路の整備をしてほしい。狭い道ばかりでバスが入って来ら

れず、バス停まで距離がありバスに乗れない。これは高齢者とか障害者の方は特にです。道が狭いというのは牛久沼のほうにもあって、奥野だけではないかと思うんですけれども。

次に、奥野地区には商店も病院もないので、かっぱバスがそれらの施設に乗り入れてくれたら助かる。奥野の地の利を生かした企業の誘致を。生活道路の整備。奥野が活気づくことをしてほしい。最低限の生活、買物、通院等ができる地域にしてほしい。生活が成り立たないと人口も増えない。子供も増えない。ソーラーだらけにならず森林が残っていけるようになるとよい。奥野地区にも目配りをしてほしい。そして、牛久市内においてももっと奥野地区のことを知ってもらえるようにしてほしい。インター付近の開発を進めてほしい。

以上が奥野の人の声であります。

これを今聞いていただいてどのように感じられるか、また今後お考えくださるかお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

奥野地区の現状としまして、人口の状況については、令和5年9月1日現在の町名別人口から集計しますと、牛久市の人口は8万4,142人、そのうち奥野地区の人口は4,454人で5.3%を占めております。高齢化率は牛久市全体で30.2%のところ、奥野地区は42.2%となっており、人口の占める割合が小さく、かつ人口減少、高齢化が進んでいる地域となっております。

また、奥野地区は牛久駅、ひたち野うしく駅を中心とした住宅地である市街化区域に対し、住宅地開発などを抑制する市街化調整区域と位置づけられていることから、これまで大きな開発などはされず、豊かな農村地帯や自然が保全されてきたという側面もあると捉えております。

本市の土地利用の方針である都市計画マスタープランにおきましても、奥野地区の将来像として様々な連携と交流により、快適に住み続けることができるまちを掲げ、歴史・文化資源や観光資源を生かし、市街地との交通ネットワークを強化すること、また、地域の交流の場の充実など様々な連携・交流を促していくこととしています。

御質問にありますとおり、日常生活という面においては、市民の皆様それぞれの状況により、様々な御意見があろうかと思いますが、日常生活に地域格差が生まれることは望ましくないものと考えております。

今後におきましても、この地域の特徴である自然環境を保全することと同時に、奥野地区の皆様のお意見を伺い、地域のニーズに対応することに努め、買物や通院などの日常生活の利便性の向上、また、圏央道インターチェンジを有する強みなど、地域特性を生かした施策が展開できるよう検討してまいります。

また、詳細に奥野地区の方のお意見として今私も拝聴しておりましたが、やはり奥野地区の皆様の悩みというのは結構多岐にわたるといふふうには私も認識しております。

そういった中、今後、奥野地区の在り方として具体的にどういったことに取り組んでいかななくてはならないのかといったことを検討していかなければなりませんし、また、奥野地区には竜ヶ

崎阿見線バイパスを県のほうで整備しておりまして、交通の流れや、また地域の方が住むに当たっての生活の行き来ということも変わってくると思います。

単純に市のほうとして、奥野地区に対して、じゃあハード面で例えば何々を整備するよとか、そういったことだけでは奥野地区の今後の持続可能な在り方という観点から見ても、それで収まるものではないというふうに思っております。しかも、先ほども高齢者が多く住まれる奥野地区ということでもありますから、今後生活する上でも様々な足の確保というものも、もちろんこれは検討していかなくてはなりませんし、かっぱ号の件についてももちろんそうでございます。要は高齢者の方に運転免許を返納してくださいという県警のお願いもあるんですが、果たして免許を返納した後、その方の生活はどのようにするのかといったことも、やはりこれは市としても考えなくちゃいけませんし、一方的に県のほうで返してくださいと言って、あとはもう地元の自治体に交通の手段はお任せしますということも、これは非常に無責任だと私は県議会議員時代に思いました。そういったことも様々踏まえながら、そして、次世代の方が居続けられるような奥野の在り方ということを検討していかなくてはならないと思っております。

奥野の産業としては、やはり農業に従事する方が多くおいでですから、農業しやすい環境ということも市として取り組んでいかなくてはならないんですが、農業問題に関しましてはなかなか牛久市単独でどうにかしますといったことは言い切れない部分もあると思っております。そういった意味では、県や国、そして近隣市町村と手を取り合いながら、その分野についてのアプローチはしていかなきゃならないと思っております。

いずれにしても、今、様々な意見を聞かせていただいた中で、奥野も地域的には広いエリアでございますから、その地域地域、奥野の中での地域地域の意見を踏まえながら今後の施策に生かしていきたいというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 よろしくお願いたします。

先ほども触れましたように、小坂団地はちょっと外して、小坂団地外しますと奥野の人口は2,000人台です。あれだけ広いところに2,000人台。そこに今回、おくの義務教育学校という学校が、結構なお金がかかって建てられることになりました。奥野にそれだけのお金をかけて学校ができるのに、奥野の子供がそこに数人しかいないというようなことがあるというのは考えたくないことです。奥野の義務教育学校であればいいですけれども、奥野にある義務教育学校になってしまったら、やはり地域の人たちもどんなにつらいかなというふうに思います。

市長も時折、奥野のほうに足を運んでくださっているというのは、私もこの目にしておりますし、いろんな方たちから聞いております。ぜひとも奥野の人のことも考えていただいて、これからの政策を進めていただければなというふうに思います。

30代の男性がこのように言っていました。「奥野だって牛久なんだ」。ぜひとも考えていただけるようお願いして、私の質問を終わりにいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で、4番磯山和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分いたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 議長、質問する際に掲示物を掲載させていただきますので。

○諸橋太一郎 議長 許可します。

○12番 出澤 大 議員 皆様、改めましてこんにちは。れいわ新選組市民クラブの出澤 大です。

本日、2回目の一般質問であります。

先ほど議長にお話ししましたように、質問に際してパネルを提示させていただきたく思いますので、同僚議員の加藤議員にお手伝いいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大枠5つについて質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、大枠の1つ目ですが、基本政策6つの柱について何点か沼田市長にお伺いします。

もちろんこれから具体化していくことだと思っておりますので、今回は沼田市長のお考え、取り組み方について伺いたいと思っております。

まずは1つ目の子ども・子育てにおいてです。

「異次元の少子化対策」を加速させるため、牛久市独自の子ども・子育て政策に取り組まますとありますが、牛久市の少子化の現状の何が問題だと認識し、その問題をどう改善しようとお考えなのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市の少子化の状況につきましては、14歳未満の年少人口の割合が、昭和60年は27.3%、平成7年は16.5%、平成15年は13.9%となり、それ以降は13%台で推移してまいりましたが、コロナ禍の影響等もあり、令和4年度には11.9%と、年少人口の減少が加速度的に進んでおります。

年少人口の減少は将来の労働力となる生産年齢人口の減少にもつながり、労働力の低下は、当然ながら地域経済の低下につながるものと考えられ、さらには人口構成の不均衡が続くことで、社会保障負担の増大なども懸念されております。

本市における10代後半から20代後半の転出には、就職及び就学により市外へ転出する傾向が強いことから、いかに若い世代がとどまり、帰り、移り住んでくる魅力ある地域となれるかが課題となっており、総合計画におきましても、「ふるさとを想う市民と共に『世代がめぐる』まちを創る」という基本目標を掲げ、政策に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、牛久市に愛着を持つ若者を増やし、さらには市外の方々からも選ばれる

町となるよう、新たなイベントの実施や市のPRなどを通して本市の魅力向上に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御答弁ありがとうございます。

私は、結果が出ているモデルケースが既にあると考えています。それは6月定例会での一般質問で私が取り上げた兵庫県明石市の成功事例です。詳しくは6月の定例会で述べていますので、本日は繰り返しません。今御答弁にあったように、若い世代が帰ってくる、または移り住んでくるということは非常に大切な視点かと考えます。明石市でも、一度は市外に出ていってしまった若い世代が、明石で子供を産み育てたいと帰ってくるのだそうです。同様な施策を牛久市の現状に合うよう調査研究をする意義は大変大きいと考えます。そのためには、予算措置だけではなく、実際に現場で働いていただく職員の増員が必要です。このことも私は6月定例会でも取り上げ、また、今定例会でも複数の同僚議員も取り上げていますので、これ以上は申しません。ぜひとも職員の増員も成し遂げていただきたく思います。

次に、2つ目の質問です。

医療福祉分野だけではなく、子ども・子育て支援、そして教育にも大切である「誰一人取り残さない」という理念そのものである包摂社会をつくりたいとなぜ思われたのか。現在はそうっていないという御認識の下に改めて決意を表されたものと私は感じました。とても素晴らしいことであり、私も完全に同意するところです。

沼田市長はどのように包摂社会を実現したいとお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

包摂社会を目指すきっかけとなったのは、2021年の県議会で可決した「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」、通称「ケアラー条例」の策定にプロジェクトチームの一員になったことであり、約1年をかけて制定いたしました。

1年もの間、これに関わる県内多くの団体からそれぞれの意見を伺いましたが、プロジェクトチーム発足当初、個人的に市内団体の方への現状調査及び意見交換を行った際のことから私にとって特に印象深い意見でありました。

生活を営むに当たって仕事を行い、その対価として収入を得るのは当然であるのは言うまでもありませんが、ケアをする側にとって時間は不定期であるがゆえにそれを理解できない会社、また会社にいづらくなる環境となり退職に至ったという話を聞いたときに、政治が解決しなくてはならない大きな社会問題だと感じました。

そういったことから、条例づくりにおいて今述べたことを盛り込むことを強く主張してまいりました。社会的弱者も取り残さない環境が整うことを社会全体においてこれからも期待するわけですが、まだまだ時間はかかると認識しております。

本市においては、ほかの分野においても持続可能な地域づくりの観点に注視しながら意見に耳を傾け、一人一人が生きがいを持ち助け合いながら暮らせる包摂社会の実現に向けて努めてまい

ります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 市長、御答弁ありがとうございます。

ケアラー条例の策定にプロジェクトチームの一員として関わられたということは、とても大きなことだと思います。まだまだ時間がかかるという御認識も、現場を知る市長の率直な御意見と受け止めます。

私は、全ての人が生まれながらに持つ権利を主張できる社会こそが社会的包括であると考えます。ジェンダーや人種、障害の有無などによって社会参加をする機会が与えられなかったり、不当な差別を受けることとなりません。このことをどう教育の現場に落とし込んでいくのか。

親の収入や家庭環境によって差別が起こらないようにするためには、教師の働く環境の整備が必要です。一人一人の生徒に教師の目が行き届くよう少人数学級を早期に実現し、親族の介護を担っているヤングケアラーに寄り添うスクールソーシャルワーカーも迅速に配置し、必要なサポートを提供すること。そしてインクルーシブ教育を推進し、障害の有無や民族性、性自認などの違いがあることなど、多様性を互いに認め合うことのできる教育の環境を整えていただきたいと私は考えます。

改めて執行部の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほど出澤議員のおっしゃられた内容につきましては、私も大変共感できるものと感じております。教育委員会におきましては、これまでも先日までの一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、どうしても学校の先生が今不足している状況の中で、できるだけのことをやっているつもりです。スクールアシスタント、それからソーシャルワーカー等々、本当にまだまだ足りない状況です。財政的な負担がかかることは当然ありますので、今回の予算編成の中でも、財政当局ともしっかりと議論をして、期待に応えるように頑張りたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員、挙手。指名します。

○12番 出澤 大 議員 失礼しました。議長。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただいたように牛久市単体で解決できる問題ではないと私も認識しております。国がそういう方向にかじを切っていただかないと、牛久市単体でできることは本当に少ないと思いますが、現場で御苦労されている教師の皆様や教育委員会の方々には、これからも御努力をぜひお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は3つ目、行財政改革に関してですが、硬直した市財政の改革とは、具体的にはどのような状態を指し、どう改革すべきなのかお考えなのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 財政改革を進めるためには、DXの推進によるマンパワー不足の解消や、職員の適材適所への配置による業務の効率化等により、より質の高い行政サービスを提供し、あわせて、よりスピーディーに物事を処理することが必要であると考えてござ

います。

また、その一方で、持続可能な財政基盤の構築が必要であり、地方税をはじめとした自主財源の確保が重要となってまいります。

これから令和6年度当初予算の編成を進める中で、人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の老朽化対応など、本市を取り巻く環境はより厳しい環境とはなりますが、職員一人一人が本市の現状を十分に理解し、将来を見据え、庁内において議論を尽くし、前例踏襲により行ってきた事業につきましては、思い切った事業の取捨選択を行い、市民サービスの低下につながらないように、持続可能な財政基盤の構築に向け、DXの推進、職員の適材適所への配置等を含め、予算編成を進めてまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ただいまの御答弁はもともと感じる一方で、どのように歳入を増やすのかという観点からのお考えが少ないと感じました。ここでデータ表1をお示ししたいと思います。加藤さんお願いします。

経済活動によって生み出された付加価値の総額、いわゆる市内総生産は、令和2年度茨城県市町村民経済計算によると、牛久市は県内44市町村中10番目に人口が多いにもかかわらず、19位となっております。それを単純に人口で割った1人当たりの生産では、県内44市町村中40位です。にわかには信じられない数字でした。牛久市内で新たに生み出された物やサービスの付加価値がいかにか少ないかが如実に表れている数字です。

現時点での執行部の受け止めを簡単に結構ですので伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 今ございました市町村民経済計算につきましては、地域住民の経済活動によりまして、1年度間に新たに生み出された価値を、生産と分配の両面から把握し、地域経済の規模や成長、産業構造、所得水準などを包括的に明らかにしようとするものでございまして、これはいわゆるGDPの市町村版となっております。

本市の令和2年度の市内総生産を見てみますと、議員今御指摘のとおり、県内で19位となっております。この結果につきましては、分析につきましてははし切れてはございませんけれども、事業所数や業種などが影響しているものと推測されまして、単純に人口で割った場合につきましては、議員御指摘の順位となっております。

しかしながら、この計算で特出すべきことにつきましては、コロナ禍であっても本市の名目経済成長率でございますけれども、他市町村が減少する中、5.1%増加しておりまして、県内で4位となっていること。また、連鎖方式による経済成長率につきましても、同様の結果となっております。市内総生産が増加すれば付加価値を生み、その付加価値を給料や企業利益として分配がなされることも想定されるため、市内経済が活性化されれば市税等の収入増にもつながる要因の一つと考えられますので、その動向等につきましても、今後注視してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 既に始まっている自治体間競争に負けずに、牛久市への流入人口を増やすためには、さきに挙げた子供や子育て世代への応援だけではなく、牛久市内で現役世代が働く場が収入を得る場が必要です。都内や周辺自治体への通勤のベッドタウンとして発展してきた牛久市ですが、人口増から人口減のフェーズに入ってしまった現在では、これまでと同じことをしては発展はあり得ないと感じます。職住近接の環境を整えることは、ライフワークバランスの改善にもつながります。周辺自治体に比べ明らかに少ない企業誘致や、新たなベンチャー企業育成の助成などにも力を入れるべきだと考えます。今御答弁にありましたように、令和2年度の実質経済成長率です。牛久市は県内第3位でした。今、次長からありましたように、このコロナ禍でもなぜ経済成長率が県内第3位なのか、このことをしっかりと検証してこのことをどうやって牛久の発展につなげていくのかということこれから期待したいと思います。加藤さん、表の裏面かな、すみません。

実質経済成長率は第3位で、それを検証してこれからも発展に寄与していただきたいと思うんですが、そして県内第27位と決して高くない1人当たりの所得を上げ、成長する施行を実現するにも、今後とも経済データには注視していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。加藤さんありがとうございます。

それでは4つ目の質問です。

市長はふるさと納税の活用も挙げられておりますが、ふるさと納税とは寄附した人は翌年度に居住地に納める住民税が軽減される制度です。自治体にとっては、その分は減収となります。総務省によると、22年度の減収総額（流出総額）は約6,798億円と過去最多を記録しています。居住する自治体に本来は入るべき税収が市外に流出してしまうという、現在の制度のふるさと納税には、私は反対の立場です。とはいえ、牛久市に入るべき税収が流出しているとするれば、現行のルールの中で改善すべき問題などの認識です。牛久市の現状、本来は本市に入るべき税収がどれほど減少しているのかという事実関係をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 令和3年度までは、ふるさと牛久応援寄附の受入額から事務経費を除いた額よりも、市民が他市町村へ寄附をしたことに伴う個人市民税寄附金控除額のほうが上回る、いわゆる赤字の状態が続いておりましたが、令和4年度は5億532万2,000円の寄附を受け入れたことで、事務経費を除いた2億4,856万3,692円と、令和5年度当初課税における個人市民税寄附金控除額である2億4,104万810円を比較し、地方交付税措置に頼ることなく、初めて黒字に転じました。その要因としましては、寄附を受け入れるためのポータルサイトの拡充と同時に、寄附者へお礼する特産品を2年間で約700品目増やした効果であると考えております。

今年度はさらなるポータルサイトの拡充と同時に、効果的にPR広告を活用することで、当市の特産品を全国に広め、寄附の増加を目指してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今の御答弁からは、昨年度から黒字に転じたというふうに理解しました。それは減少した住民税の75%分が増額される交付金には頼らずという理解でよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 令和3年度につきましてはそちらを、交付税の75%戻ったとすれば、令和3年度からプラスでございました。令和4年度はそれを見込まず、織り込まなくてもプラスでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。ふるさと納税を担当して、試行錯誤された職員の皆様、また返礼品を生産していただいている事業者の御努力に感謝いたします。ふるさと納税については、受入金額だけではなく、流出する住民税額も広く知らせる必要性を私は感じますので、御一考ください。これは答弁を求めません。要望としてお伝えします。

今の執行部の事実関係の御答弁を受けて、今後ふるさと納税をどのように活用していかれるのか、改めて沼田市長の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 今までもポータルサイトの拡充、あと特産品の返礼品目を増やすこと、それによってふるさと納税額を増加してまいりました。今年度におきましても、新たに現時点で昨年まではポータルサイト7つ、店舗型1つで全体8つ、それをもう既に今ポータル10で店舗1で11です。来月からまた1つポータルサイトを拡充しまして、トータル店舗型と合わせて12の体制で、今年度も進めておきます。

それを含みまして、今定例会にまた3億円のほど、補正予算で増額ということで進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ポータルサイトやその数を増やすということは、僕も重要だと考えています。先月視察で訪れました長崎県の島原市は、人口は約牛久市の半分ですが、ふるさと納税のサイトは15ぐらい活用されているそうです。それで10億円ほどの売上げを上げているそうなので、御答弁いただいたように、ポータルサイトの数を増やすということは、収入の増大につながるんじゃないかと僕も考えますので、これからもよろしくお願いします。

それでは、5つ目の質問に入ります。

市長は市内の活発な交流のために、交通インフラの整備を進めるとあります。これも大いに賛同しますが、人口11万人の大阪富田林市など4つの市町村を中心に路線バスを運行する金剛バスの運営会社が運転士不足などを理由に、今年12月に路線バスの事業を廃止することになりました。全国的には、このような例は枚挙にいとまがありません。根底には、ドライバー不足や経費の増大など市として独自の取組には大きな問題が横たわります。

このような中、現状牛久市の交通インフラのどこに問題があり、またそれをどう改善するとお考えなのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 最初に、市内の交通インフラの状況について御説明しますと、路線バスが牛久駅西口から5系統、東口から3系統、ひたち野うしく駅から3系統、関東鉄道株式会社などにより運行されております。市コミュニティバスかっぱ号は、通勤ライナーが牛久駅東口から2系統、日中ルートが牛久駅西口から3系統、東口から3系統、ひたち野うしく駅から1系統運行しており、これらのバスの運行により、駅を中心として市街化区域と市街化調整区域の住宅地を結んでおります。

また、路線バスのない地域につきましては、市域全体を運行区域とするうしタクを運行することで、交通空白地が発生しないよう対応しております。

かっぱ号の利用状況につきましては、令和4年度は24万9,572人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前となる平成30年度の83.7%まで利用が回復いたしました。

うしタクにつきましては、運行を開始した令和2年度は10月からの6か月間で、2,102人であった利用者が、令和4年度は7,067人、令和5年度は4月から8月の5か月間で3,569人、年換算にいたしますと8,500人のペースとなっており、順調に利用者数を増やしております。

市民から寄せられております主な要望といたしましては、かっぱ号においては、ひたち野うしく駅に向かうルート新設や、運行時間拡大の要望があり、うしタクについては、増車や運行時間拡大の要望がございます。現行のシステムでは、利用状況の面から一定程度は有効に機能しているものの、かっぱ号及びうしタクの運行においては、運行エリアや運行時間、ルートや運行台数も含め、課題があるものと考えております。

しかしながら、公共交通を取り巻く環境は、出澤議員おっしゃるように、猶予されておりましたバス、タクシー運転者に対する働き方改革関連法の適用が令和6年4月に開始され、これにより、今後は運送業界の人手不足がさらに深刻な状況になることが見込まれております。

このような状況下とはなりますが、これまでの要望事項や利用状況などを鑑み、民間事業者との役割分担を図りながら、あらゆる視点からでき得る限り、サービスの向上が図れるよう、ライドシェアの動向にも注視し、今後の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁にありましたように、今あるシステムを効率よく運用していく、これは非常に重要なことだと考えています。それに加えて、日本だけでなく世界を取り巻く環境が大きく変わっている中、大胆に発想を変えていかなければならないと考えています。人口2万4,000人ほどの茨城県境町では、2020年11月に自動運転バスの定常運転を開始しました。このことが問題の即解決策になるとは考えていませんが、この一歩はとても大きいものと私は考えます。この事例だけではなく、全国的にも様々な取組をしている自治体があると思います。

今、御答弁がありましたように、ライドシェアの話ですね、神奈川県は10月3日の県議会常任委員会で、一般ドライバーが自家用車を使って有料に客を運ぶライドシェア実現の可否をめぐり、三浦市で先行して始めることを軸に検討する考えを示したとの報道にも接しました。今御答弁がありましたように、これは国交省の問題でもありますので、今後どうなっていくのかを注視する必要あるかと思いますが、牛久市においても新しいことに積極的に取り組むべきだと私は考えます。

改めてお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 公共交通への新たな取組の導入に関しましては、当市の公共交通計画においても、基本目標に公共交通を利用しやすくなる取組、新技術を活用した実証実験の実施などを掲げております。ラストマイルの移動支援やIT技術の活用などの新たな施策を位置付けているところではございますが、実装に向けた具体的な取組までは至っていないのが現状となります。

ただいま御質問にございましたとおり、全国的に自動運転の実証実験やAIシステムの導入などが実施されておるわけなんですけれども、新技術の実装には、安全性の確保や採算性の検討など精査していく部分も多くあると考えております。

今後におきましても先進の事例を踏まえ、当市の公共交通の状況に照らしながら利便性の向上につながる有効な手段につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。今後ともぜひとも前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは次に、大卒の2つ目、牛久市の各基金について伺います。まずは財政調整基金についてです。令和4年度見込額と決算額を比べると、約22億円から約35億円へと、おおよそ13億円ほどの上振れがありますが、これはどのような背景があったのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 令和4年度、当初予算におきましては、市民サービスの低下とならないよう、予算の調整額といたしまして財政調整基金から7億9,402万9,000円を取崩し、予算の編成を行いました。その後6月補正におきまして、1,323万1,000円を、7月補正におきまして2,019万4,000円を予算の調整額として取崩ししましたが、21億5,735万3,000円の実質収支額が生じたことから、9月補正におきまして2億円の積立て及び5億3,979万9,000円の基金への繰戻しを行ってございます。12月補正や3月補正におきましては、予算の不用額等が生じたことにより基金への繰戻しを行い、当初予算で措置いたしました財政調整基金からの繰入れは、結果としてゼロ円となり、3月補正では繰戻しのほか3億2,078万7,000円を財政調整基金に積み立てたことにより、令和4年度当初予算における基金残高と比較いたしますと、議員御指摘のとおり13億円の差が生じたものでございます。

また、当初予算編成後におきまして、市税、地方交付税、ふるさと牛久応援寄附等の増額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが交付されたことも、財政調整基金への積立て及び繰戻しができた要因となっております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 コロナが落ち着いて市内の経済状況もよくなったかなと推察するところであります。また、様々な複合的な理由により、大きく積み増すとの御答弁と受け止めました。政府は、増収分は減税や給付などを通じて国民に還元すると言及していますが、本市におかれましては、生じた実質収支などを市民に還元、また投資するお考えがあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 これまでも実質収支生じたことから市民に還元、または投資をするといった考えによる予算措置は行っておりません。

令和4年度におきましても、コロナ禍、原油価格、物価高騰の中で、予算がないからといった事業の先送りはせず、必要な事業につきましても、全て予算措置をできたものと認識をしてございます。

令和5年度におきましても、その考えにつきましても変わることなく、本市の将来を見据え、基金への積立て及び取崩しを行いながら、必要な事業には当然ながら予算措置を行いまして、持続した財政基盤が構築できるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 2つ目も同じく財政調整基金についてですが、一般的に標準財政規模の10%から20%が適正と言われており、総務省が平成29年度に行った調査でも、5%から20%以下とする回答が最も多い結果でした。

牛久市の令和4年度の割合は、21.1%となっておりますが、このことについての受け止めと、この先どの程度まで積んでいくべきとお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 財政調整基金の積立金残高比率につきましても、議員御指摘のとおり、以前は標準財政規模の10%から20%が適正と言われておりまして、それを超える場合は、財政調整基金の積立てを控えるよう技術的助言がなされてございました。しかしながら、令和に入ってから、財政調整基金に対する国からの技術的助言はなくなり、県内の市町村の決算状況を見ますと、財政調整基金を含めた基金残高の総額は増加傾向にあり、令和4年度決算における本市の積立金残高比率につきましても、44市町村中27位と他市町村と比較し、基金残高が多い状況とはなってございません。今後控えております公共施設の老朽化対策、それと各施策を推し進めるためには基金の確保は重要なものと認識しておりますので、積立てと取崩しのバランスを考慮しながら、基金の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 積立てと取崩しのバランスを考慮しながらという言葉は、まさにそ

のとおりだと私も考えます。一方で、それは今後の牛久市の発展に資する支出、未来への投資をしっかりと行った上でのバランスだと感じるところでもあります。国は国に対して投資を呼びかけておりますが、これは地方公共団体においても非常に大切なことであるとの認識です。後ほどその使い道に関しても質問させていただきますので、前向きな御答弁を期待して次の質問に移ります。

次に3つ目です。牛久市は、臨時財政対策債については、借金と捉えた管理を行っておりますとホームページに記載しています。しかし総務省のホームページでは、全額を今年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置されるとあります。このことについての受け止めに伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 臨時財政対策債は、臨時財政対策債発行可能額の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されておりますが、基準財政需要額を算定する場合には、臨時財政対策債や他の事業債の償還額のほか、様々な事業費や数値が算定に用いられ、基準財政収入額と基準財政需要額の差が普通交付税として交付されていることから、臨時財政対策債発行可能額の全額が算定には用いられているものの、その全額が交付されているものではございません。したがって、昨日の須藤議員の答弁で申し上げましたけれども、臨時財政対策債の償還額の一部は交付されているものと認識しておりますが、その全額が交付されていない以上、本市としては臨時財政対策債を他の事業債と同様に、借金として位置づけをしてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 様々な要素があるので、そう簡単な話ではない一部は参入されているが、全額とはなっていないという理解しますが、総務省の説明は分かりにくく理解しがたいところもありますので、また調べた上で質問させていただきたいと思います。

続いて4つ目の質問です。減債基金残高は、令和2年と令和3年と比べるとほぼ倍増し、令和4年度もそれが維持されています。減債基金の適切な残高はどれぐらいと想定し、またそれを何を根拠としているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 減債基金は、一般財源基金となりますが、財政調整基金とは異なり、繰上げ償還など起債の償還に充てる場合に限り取崩しができるとされてございます。御質問にあります令和2年度の減債基金残高と比較いたしますと、令和3年度には普通交付税制度におきまして、令和3年度限りの臨時財政対策債償還基金費が創設されたことにより、交付された全額を減債基金に積立て、令和4年度には減債基金を活用し、平成23年度に借り入れた臨時財政対策債の繰上償還を実施したところでございます。また、令和3年度及び令和4年度には今後の繰上げ償還を含め、公債費の適正管理が図れるよう減債基金への積み増しを行ったところでございます。

今後におきましても、違約金を生じることなく繰上償還の実施が可能となる市中銀行借入れ総額の10%から20%を減債基金として確保してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 繰上げ返済などを行うために適切に積み立てられているものと理解しました。市債につきましては、借金ではあるものの毎年の財政負担を平準化し、また将来の市民との負担の公平化にもつながるものと承知しています。今後とも負担の平準化や公益化に努めていただきますようお願いいたします。

次に大卒の3番目の質問に移ります。令和5年度第2回定例会で採択された請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書について、その後の進捗を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 令和5年第2回定例会では、請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書が採択されました。しかしながら、無償化となりますと市の財政負担が大きくなること、また保護者の負担については以前と変わらない水準に抑えられていることから、それ以上の助成となる給食費の無償化には慎重にならざるを得ない状況であると考えていたところでした。そのため、教育委員会としましては学校給食費にあっては、物価高騰による食材費の値上がりに対して学校給食費を値上げすることなく、これまでどおり栄養バランスや量を保った給食を提供することができるよう、物価高騰分の食材費につきましては、令和4年度では3,809万2,000円。令和5年度では3,867万3,000円の予算措置を行っております。国の補助金を活用しながら公費を投入し、継続的に保護者の軽減を図ってきているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 現場を知る行政の方の言葉は非常に重いと捉えておりますが、沼田市長は市長選においても、給食費の無償化について言及されており、また多くの同僚議員も今定例会で取り上げております。確かに食材料費や様々な物価が上がっている中、財政的に厳しいことはもちろん理解します。自校方式とセンター方式など、条件の違いやほかにも単純に比較できないこともあるかとは思いますが、県内では既に10自治体で小中学校の給食費が無償化されています。表にまとめておりますので御覧いただきたいのですが、加藤議員お願いします。今出たばかりの10自治体の給食費の無償化ですが、牛久市と比べても財政的に特にすぐれているようには思えません。この10自治体においても、無償化の導入に当たっては、同様の問題があったものと推察しますが、それでも無償化を決断し、実現されたと思います。本日までの同僚議員の質問に、市長は前向きな答弁をされたと私は感じております。財政をあく行政の立場として慎重にならざるを得ないことは一定理解します。しかし、できない理由を述べ検討しているだけでは実現はいつになってしまうのでしょうか。周辺自治体も給食費の無償化にかじを切り始めています。市民の負託を受けた市長も、また同様に市民の負託を受けた多くの議員も、ぜひ無償化と提案しているわけです。実現するための検討をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。加藤議員ありがとうございます。

続きまして酷暑となったこの夏、異常な高温となっている教室の室温について伺います。去る

7月に議会見学にこられた下根中学校の生徒から、午後になるとエアコンが効かずとても暑いとの意見をいただきました。平成30年に文科省から出された学校環境衛生基準の一部改正についての通知によると、最低限必要な測定器の精度を示すよう見直したこと。望ましい温度の基準を17度以上28度以下に見直したとあります。牛久市立の小中学校の教室の室温はどうなっているのか。各校一番暑い教室の位置と室温をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 議員の御質問にもありましたように、平成30年度に学校環境衛生基準が一部改正され、望ましい温度の基準を「10℃以上30℃以下」から「17℃以上、28℃以下」であることが望ましいと見直しがされました。また、学校環境衛生管理マニュアルには、温度の検査方法が示されております。主なものといたしましては、年2回実施すること。時期については地域の特性を考慮すること。各階1以上の教室等を選び、机の高さにおいて検査を行うなどがございます。牛久市立の小中学校の教室の温度についても、これに従って温室検査を実施しております。各学校で実施した検査結果の中で、基準の28℃を超えていた場所を申し上げますと、令和5年7月12日、岡田小学校3階、5年1組の28.7℃、令和5年7月20日、ひたち野うしく小学校、第二新館1階、4年5組の28.2℃、令和5年7月28日、下根中学校1階保健室の30℃となっております。なお、学校環境衛生管理マニュアルでは、教室全てを検査し、一番暑い教室の位置と室温を特定することまでは求めておりませんので、検査では把握していないというのが現状でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 年に2回実施することとされていることは承知していますが、猛暑が続いたこの夏においては、生徒から暑いという意見は頻繁に上がっていたことと思います。今御答弁にあった日以外に、検査を行われていないということでしょうか。それでは異常気象と言われる昨今の現状に即していないとの認識です。計測し基準を外れたことを把握した後に行った改善に向けた取組などございましたら、御教示ください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校環境衛生管理マニュアルに準拠した室内測定は、先ほど申し上げましたように年に2回の実施となっておりますけれども、それ以外にも室温の測定は行っております。例えば保健室では、毎日計測しまして保健日誌に記載しています。また職員室や廊下など、毎日計測して学校日誌に記載するようにしております。その中で、温度のみならず体感温度は、相対湿度や気流等によっても影響を受けますので、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的に判断して、空調設備を利用して教室内の温度を適切に管理しているというところでございます。また熱中症予防のため、室温を下げるだけでなく、適宜水分補給を行うような指導も現場で行っております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。一つ疑問に思うところは、なぜ今、多分牛久市内の小中学校においては、エアコンが適切に運用されていると思います。しかし、なぜこれ

ほど室温が高いのか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校教室に空調機器がついているにもかかわらず、高温になる要因というような御質問かと思えます。近年のコロナウイルス感染症の影響で窓を開け、換気をしながら空調機を使用したという事例もありますが、主に異常気象と学校設備の無断熱ということが要因の一つではないかというふうに考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私も同様な意見を持っています。加藤議員お願いします。ここからは2020年夏、さいたま市立芝川小学校で行われた実証実験について御紹介します。埼玉県内の設計事務所や工務店がつくる埼玉断熱改修会議が取り組みました。東京大学准教授の前真之さんは、日本中の学校で子供たちが夏の暑さや冬の寒さに苦しんでいる。1教室当たり約150万円です。前さんによると、朝が特に厳しいのは、屋上の熱がじかに伝わる最上階の教室です。真夏日に測った教室では、エアコンはつけていても室温は30度を超えてからなかなか下がらず、時間がたってエアコンから気化する冷気が10度まで下がっても、結局室温は28度以下にはならなかったようです。

この画像を御覧ください。上の画像もエアコン稼働時です。画像の中で青く線になっているところがエアコンの送風口です。ちょっとお分かりになりますかね。そこだけは温度が低くて20度以下、ほかは机や椅子、人物の服だけが僅かに黄色く、その部分は22度から30度以下になっています。そして真っ赤な部分は30度から38度を示しています。太陽に熱せられた40度から50度の熱がコンクリートを伝わり室温を上げているのです。教室の天井板や壁を剥がして断熱材を入れ、窓に太陽光を反射させるパネルを設置したところ、室温は五、六度下がったようです。上下の画像を見比べるとその違いは一目瞭然です。

来年の夏はもっと暑くなるかもしれませんので、生徒の熱中症などが起きることのないよう、検討ではなく速やかに予算を確保し、断熱の対策を取っていただきたいと考えます。断熱効果は光熱費の削減につながりますし、何よりも繰り返しますが、生徒の健康のためにも資金を投じることの意義が大きいと私は考えます。牛久市の小中学校は、無償化した給食で発育を支え、しかも教室はしっかりと断熱されていて、夏は涼しく冬暖かいという学びの環境は、周辺自治体との差別化を図ることにもなり、子育て世代を牛久に呼び込むということにもつながるといって、とても大切な施策ではないかと考えます。先ほどの質問で明らかになった実質収支など積み増した基金などの一部を原資に、断熱対策を取られるお考えがあるか、改めて執行部のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほど空調機がついているにもかかわらず高温になる原因ということで、異常気象と無断熱ということを申し上げました。ちょっと先に補足させていただきますと、今年度6月から9月の真夏日（30℃以上）が首都圏で80日以上続いたというふうに報道されております。夏の平均気温が気象庁統計史上最高を記録したという要因は、確かにあったんだと感じ

ております。

一方で、無断熱の問題ですが、住宅の省エネ基準に断熱性能が含まれたというのが昭和55年でございます。現在は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の規制措置が平成29年4月から施行となっていますが、牛久市内の学校建築物は、主に昭和40年代から60年代に建てられたものが多く、ほぼ無断熱です。空調設備整備も平成18年から教室への整備を進めましたので、古いものは既に17年を経過しております。空調機器の能力の低下と、昨今の異常気象の影響により教室内の温度というのに影響が出ているというふうに、教育委員会でも分析しているところでございます。

建物の断熱については、建物から熱が逃げる割合は約半数ほどが窓からの開口部、また、屋根・壁・床は約3分の1とされております。残りは換気や出入りによる空気の入替えによるものと考えられます。改修工事を行う際は、窓の建具交換や壁、屋根に断熱材を設置すると建物全体に対して大規模な改修工事を行う必要があるというふうに考えております。

これらの状況を踏まえまして、牛久市学校施設長寿命化計画を平成31年3月に作成しております。建物の改修工事を実施しているところでございます。この中に断熱対策への取組も含まれております。現在は、今年度と来年度、おくの義務教育学校の施設一体型工事を実施しておりますが、その中で長寿命化改修を行っております。また、その後になります。直近では築40年を経過した建物、学校としましては下根中と神谷小が長寿命化計画の対象ということで、現在予定をしているというような状況がございまして、なお、この計画の中で行われます改修工事につきましては、国庫補助金や先ほどから話題になっております基金等も活用しながら改修していきたいと考えているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 繰り返しになりますが、今の御答弁ですと、ちょっと僕は悠長かなあと感じてしまいます。本当この異常気象というのは毎年ひどくなっていますので、また来年の夏、今年よりも厳しい夏になるということは十分予想されます。先ほど申し上げたように、予想よりも上積みされた基金やその他資金を投じて、いち早く生徒のために断熱の工事を進めていただきたいと思っております。これは御答弁を求めずに重ねての提案になりますので、ぜひよろしくお願い致します。

それでは、最後の質問項目に移ります。

まず本市におけるマイナカードの発行数、人口数に対する発行率、それぞれ伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。牛久市におけるマイナンバーカードの交付枚数は、令和5年10月1日時点で6万5,692枚で、人口に対する交付率は77.9%となっております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私は調べた結果もうちょっと古かったでしょうかね。私が調べた保有枚数率は74.1%の県内10位でした。ということはこのときよりも改善されている、増え

ているということですよね。私は所要で市役所に行くと、連日市庁舎内は人が増えていた様子などを目にしており、職員の皆様忙しそうに対応されていましたので、これは職員の皆様の御努力のたまものだと感じます。

一方で、鈴木財務大臣と松本総務大臣は、マイナンバーカードの普及拡大に向け23年度は地方自治体ごとのカード交付率を地方交付税の算定に反映させることで合意し、松本総務大臣は上位3分の1の市町村は、交付率に応じた割増率による算定を考えていると説明しました。このことについての賛否両方あるものと承知しておりますが、このようなプレッシャーの中、少しでも交付率を上げようと苦慮されたであろうことは想像にかたくありません。

次にマイナ保険証について伺います。市内の病院やクリニックなど、保険証が必要になる施設において、顔認証つきカードリーダーの本市の設置状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 厚生労働省のホームページに掲載されているマイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関薬局リストによれば、令和5年9月24日現在、マイナ保険証が利用可能な市内の医療機関は、医科病院診療所等が51件中48件、歯科、歯です、歯科診療所等が40件中36件、薬局が41件中41件で合計132件中125件となっております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 90%以上の設置の医療機関においても設置済みだと理解しました。

一方で、マイナ保険証の利用率が8月は4.7%にとどまり、4か月連続で下がっていることが分かったと、厚労省が9月29日に公表しました。

ここで次の質問に移ります。

全国の市区町村長を対象にした共同通信が実施したアンケートによると、90%がマイナンバーカードに関する事務負担は重いと感じている。また、来年秋に予定されている健康保険証を廃止する方針に対し、4割超が延期を求めていると、8月2日の茨城新聞での報道でもありました。また、国は保険証の代わりとなるという有資格証をマイナ保険証を持たない人全員に交付し、その有効期限を5年以内に設定する考えを示しました。本市におかれましても相当な混乱があることも予想されます。これらのことに関しての受け止めに伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 令和5年7月に共同通信社によるアンケートで、マイナンバーカードに関する緊急調査がございました。その中で、カード交付やマイナポイント申請支援に係る事務負担について、どう感じているかの問いがありまして、牛久市といたしましては重いと回答をしております。

当時の市の状況としては、マイナンバーカードの申請受付と交付、またマイナポイントの申請サポートなどの業務につきまして限られた期間内に処理することが求められ、膨大な業務量となっております。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 現行保険証を廃止する方針に対して4割超が延期を求めているという結果につきましては、マイナ保険証が他人の個人情報とひもづけされるなどのトラブルが相次ぎ、住民の不安が高まっていることが影響したと考えられます。しかし、トラブルはあったものの、マイナ保険証には転職や引っ越しなどで健康保険が変わっても切替えの手続が不要であったり、特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧でき、またその情報の提供を医療機関に許可すれば、医師からより適切な治療を受けられるなど、市民の皆様にとりまして大きなメリットがあることから、市といたしましては「今後も国の方針に従い事務を進めていくが、国は被保険者の理解が得られるように一体化の時期については設定していただきたい」というふうに考えております。

また、「資格証」、こちら紙で発行する「資格証」に関しましては、マイナ保険証を持たない方に対して、紙または電子データで交付される保険証の代わりとなるものですが、当初は申請に基づいて交付するものとされておりましたが、寝たきりの高齢者など本人申請が見込めないケースがあることから、マイナ保険証を持たない人全員に対し、申請がなくても交付するように国から通知があったところでございます。

資格確認証の有効期限は各保険者において、5年以内での設定が可能ということでございますが、対象者の抽出、交付・郵送などの作業など、その事務負担は決して軽くないと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 本市におかれましては、延期を求めようと思われていないというふうに今認識しました。しかし御答弁にあったように、マイナ保険証を持つ人と持たない人を区別して資格証を送らなきゃいけないという事務負担、かなり大変なものと感じます。同僚議員の質問にもありましたように、職員の過重労働がこれ以上起きることのないよう御対応をお願いいたします。来年の秋までの1年、まだまだ様々なトラブルが予想されるマイナカード管理については、またの機会に質問させていただくことを申し添え、私の一般質問を終わります。

市長をはじめ執行部の皆様ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、12番出澤議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午後0時05分休憩

午後1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

決議案第3号の1件が提出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第56号ないし日程第11、議案第65号の10件、日程第12、認定第1号

の1件及び日程第13、意見書案第3号ないし日程第15、意見書案第5号の3件について一括議題といたします。



- 議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 物品購入契約の締結について
- 議案第65号 物品購入契約の締結について
- 認定第1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 意見書案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第56号ないし議案第65号の10件、認定第1号の1件及び意見書案第3号ないし意見書案第5号の3件について、順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は自己の意見を述べるできないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して簡潔明瞭にその範囲を超えないようお願いをいたします。また、答弁に際しましては簡潔かつ簡素、明瞭にされるようお願いをいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願いをいたします。

初めに、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書第3号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書第4号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書第5号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号ないし議案第65号の10件、認定第1号の1件及び意見書案第3号ないし意見書案第5号の3件については、会議規則第37条第1項の規定に

より、サイドブック스에搭載した付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

令和5年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第64号 物品購入契約の締結について

◎教育文化常任委員会

議案第65号 物品購入契約の締結について

意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

◎保健福祉常任委員会

議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

議案第58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

意見書案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 つきましては、各委員会において受託案件を審査の上、来る10月30日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第16、決議案第3号についてを議題といたします。



決議案第3号 使途不明金の徹底的な解明を求める決議について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 朗読をもって、提案理由といたします。

決議案第3号、使途不明金の徹底的な解明を求める決議案。このたび、本市が事務局となっている農業関連団体の会計において、合計769万円の使途不明金があることが判明した。

執行部の説明によると、今回の使途不明金は平成28年5月から令和元年7月にかけて口座から引き出されたものであり、市長交代に伴う口座の名義変更を行うため農業政策課が所有している通帳を確認したところ、会計帳簿に記載のない引き出し金を確認されたこと。また、関係職員に対する聞き取りの結果、引き出された金額の多くが使途不明であり、領収書も皆無であるとのことである。今回の使途不明金については、多くの市民から批判や不満の声が寄せられており、市議会としても事の重要性に鑑みて看過することはできないと思慮する。

したがって、牛久市議会は執行部に対して引き出された公金の使途等について、徹底した解明と対策を求める次第である。

以上、決議する。よろしくお願ひいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 決議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第3号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第3号の1件について採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

決議案第3号、使途不明金の徹底的な解明を求める決議について、本案は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、休会の件を議題といたします。



休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。委員会審査休日及び議事整理のため、明日18日から29日までの12日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日18日から29日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後1時27分散会